

地域医療構想策定後の会議の運営方法（案）

～地域医療構想調整会議と政令市の審議会及び地域保健医療福祉推進会議との関係整理～

神奈川県内における保健医療の検討体制(地域医療構想策定まで)

【県全体】

神奈川県医療審議会

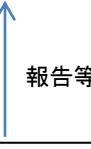
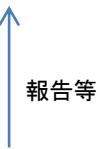


神奈川県保健医療計画推進会議

開設・増床等の許可申請に係る事前協議、地域医療構想策定、保健医療計画の進捗管理等

【各地域】

政令市の審議会



<協議事項>
・開設・増床等の許可申請に係る事前協議(病床配分等の対応方針、審査)

地域医療構想調整会議

<協議事項>
・地域医療構想の策定

WG

※WGは、必要に応じて設置している(病床協議等)

地域保健医療福祉 推進会議

<協議事項>
・開設・増床等の許可申請に係る事前協議
(病床配分等の対応方針、審査)

地域医療構想調整部会

<協議事項>
・地域医療構想の策定

1、政令市所管域

(横浜市、川崎市、相模原市)

それぞれの会議の位置づけ

会議の種類	趣旨・目的・設置方法	設置主体	参加者の範囲	開催時期	会議・議事の公開
神奈川県医療審議会 (法71の2)	・知事の諮問に応じ都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査・審議	・県医療課	・医師会、歯科医師会、薬剤師会、県議会議員、医療保険者、市町村、学識経験者等	・年2～3回程度	・原則公開(医療機関の経営等に関する場合には、非公開の場合もある)
神奈川県保健医療計画推進会議 (法30の13)	・県保健医療計画の改定や計画の推進に関する協議	・県医療課	・医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、社会福祉協議会、医療保険者、市町村、学識経験者等	・年4～5回程度	・原則公開(医療機関の経営等に関する場合には、非公開の場合もある)
地域医療構想調整会議 (法30の14①)	・将来の病床数の必要量を達成するための方策その他地域医療構想を推進するために必要な事項について協議 ※構想策定の議論のための前倒し設置も可	・政令市：県医療課 ・その他：県保健福祉事務所	・医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町村等	・年2回程度	・原則公開(患者情報や医療機関の経営に関する情報を扱うなど特段の事情がある場合には非公開)
政令市の審議会(条例)	・各市の保健、医療及び生活衛生施策の計画及び評価に関する協議(※病床許可に係る事前協議も行う)	・市	・医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、社会福祉協議会、食品衛生、生活衛生団体等(市によって若干構成は異なる)	・年2回程度	・公開と非公開の地域あり

- 地域医療構想調整会議と、政令市の審議会では、協議事項は関わりあうが、会議の設置主体が異なる
- また、会議を構成する委員の重複割合も低い(地域別の重複割合：横浜：37%、川崎：47%、相模原：35%)

病床の事前協議について

<目的・趣旨>

- 本県では、保健医療計画の病床整備を進めるために、開設・増床の許可申請前に病院等の開設等に関する事前協議を実施（実施根拠：病院等の開設等に関する指導要綱）

<現在の病床の事前協議の実施フロー>

(不足病床数が発生している場合)市が不足病床に係る事前協議の実施の可否、公募条件の可否の検討



市が各政令市の審議会に対応方針について意見聴取し、決定



市が県に報告

県が県保健医療計画推進会議の意見聴取、医療審議会へ報告



県が開設許可権者(市)に通知

①病院等から市に事前協議の申出書の提出

②事前協議の審査((1)関係法令に抵触の可否、(2)保健医療計画と整合性、(3)開設等の計画の確実性について審査)



市が政令市の審議会で意見聴取し、決定



市が県に報告

県が県保健医療計画推進会議の意見聴取、医療審議会へ報告



県が開設許可権者(市)に通知

③市から病院等へ事前協議結果を通知

④病院等から市へ開設許可申請

地域医療構想策定後に地域医療構想調整会議に求められていること

議事		開催時期	参加する関係者	
通常の開催（法30の14②）	病床機能の分化・連携	①地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議（医療機関の役割分担） ②病床機能報告制度による情報等の共有 ③地域医療介護総合確保基金都道府県計画に盛り込む事業に関する協議	地域の実情に応じて、都道府県が <u>随時開催</u>	議事等に応じ、都道府県が選定
	その他	④その他の地域医療構想の達成の推進（地域包括ケア、人材の確保、診療科ごとの連携など）に関する協議	地域の実情に応じて、都道府県が <u>随時開催</u>	議事等に応じ、都道府県が選定
	の病院の開設・増床への対応	⑤開設・増床等の許可申請の内容に関する協議（法30の14③） ※本県では、許可申請前に病床の事前協議を行っていることから、同規定に基づく協議の必要性については、不明確	医療機関が開設・増床等の許可申請をした場合に <u>随時開催</u>	許可申請をした医療機関及び当該申請に係る利害関係者等に限って都道府県が選定
		⑥過剰な病床機能への転換に関する協議（法30の15②） ※法には位置づけられているが、病床機能報告制度の留意点などを踏まえると、実際の運用については、慎重な対応が必要	医療機関が過剰な病床機能に転換しようとする場合に <u>随時開催</u>	転換をしようとする医療機関及び当該転換に係る利害関係者等に限って都道府県が選定

地域医療構想策定後のそれぞれの会議運営について

■ 今後、地域医療構想調整会議及び政令市の審議会で協議すべき事項

- ① 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議(医療機関の役割分担)
- ② 病床機能報告制度による情報等の共有
- ③ 地域医療介護総合確保基金の都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
- ④ その他の地域医療構想の達成の推進(地域包括ケア、人材の確保、診療科ごとの連携など)に関する協議
- ⑤-1 病床の事前協議
- (⑤)-2 開設・増床等の許可申請の内容に関する協議) ※本県では、許可申請前に病床の事前協議を行っていることから、同規定に基づく協議の必要性については、不明確
- (⑥) 過剰な病床機能への転換に関する協議) ※法には位置づけられているが、病床機能報告制度の留意点などを踏まえると、実際の運用については、慎重な対応が必要

■ 現行の地域医療構想調整会議と政令市の審議会の位置づけ

- 地域医療構想調整会議と、政令市の審議会では、協議事項は関わりあうが、会議の設置主体が異なっている
- また、会議を構成する委員の重複割合も低い(地域別の重複割合:横浜:37%、川崎:47%、相模原:35%)



以上を踏まえると…

【対応(案)】

- 現行のまま、地域医療構想調整会議と政令市の審議会をともに運営する
- 双方の会議の協議事項については、以下のとおりとする

<双方の会議の協議事項に係る考え方>

- ・地域医療構想調整会議で議論することが求められている内容については、基本的には、地域医療構想調整会議で協議する
(①医療機関の役割分担、②病床機能報告制度による情報等の共有、③基金事業、④その他等)
- ・ただし、①～④の地域医療構想調整会議で議論すべき内容についても政令市の審議会での協議が必要であれば、協議することは妨げない
- ・⑤-1病床の事前協議については、次ページのとおりとする

- また、協議事項より、必要に応じてワーキンググループ(以下「WG」)を設置する。

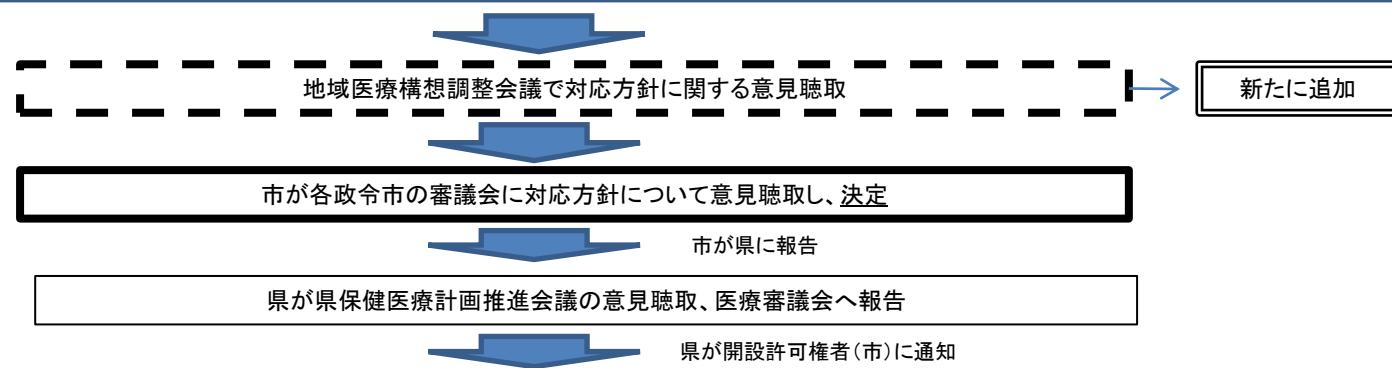
病床の事前協議の今後の協議方法

■ 基本的な考え方

- 病床許可の権限は、政令市にあることに加え、事前協議が行政指導であることから、事前協議に係る協議は、政令市の審議会が主体となる。
- 一方で、以下の理由から、事前協議においても調整会議が関わることが必要と考える。
 - ・ 地域医療構想の推進と、地域の病床整備の方針は、密接に関わり合うものである
 - ・ 調整会議には県だけでなく病院団体を中心に市の医療関係者が多数含まれており、実質的な地域の病床整備の方針を決める事前協議の時点においても、これらの団体の意見を反映する必要がある
 - ・ 事前協議の実施にあたっては、調整会議の協議事項である医療機関の役割分担や病床機能報告制度の情報等の内容を踏まえる必要がある
- 以上を踏まえて、調整会議は、事前協議の対応方針(事前協議の実施の有無、公募条件の設定の検討)の協議に関わることとする。

<現在の病床の事前協議の実施フロー>

(不足病床数が発生している場合)市が不足病床に係る事前協議の実施の可否、公募条件の可否の検討



①病院等から市に事前協議の申出書の提出

②事前協議の審査((1)関係法令に抵触の可否、(2)保健医療計画と整合性、(3)開設等の計画の確実性について審査)

市が政令市の審議会で意見聴取し、決定

市が県に報告

※必要に応じて、地域医療構想調整会議に報告

県が県保健医療計画推進会議の意見聴取、医療審議会へ報告

県が開設許可権者(市)に通知

③市から病院等へ事前協議結果を通知

④病院等から市へ開設許可申請

神奈川県内における保健医療の検討体制イメージ(地域医療構想策定後)

神奈川県医療審議会



神奈川県保健医療計画推進会議

開設・増床等の許可申請に係る事前協議、地域医療構想推進、保健医療計画の策定、進捗管理等



【各地域(各政令市所管域)】

政令市の審議会

<協議事項>

- ・事前協議の対応方針
- ・事前協議審査
- ・その他各市の保健、医療等に関すること

- ・医療機関の役割分担
- ・病床機能報告の共有
- ・基金事業
- ・その他(地域包括ケア等)
(過剰な病床機能への転換)

※必要に応じて協議

<参加者>

現行の政令市の審議会の委員

WG

地域医療構想調整会議

<協議事項>

- ・医療機関の役割分担
- ・病床機能報告の共有
- ・基金事業
- ・その他(地域包括ケア等)
- ・事前協議の対応方針
(・許可申請の内容に関する協議)
(・過剰な病床機能への転換)

<参加者>
現行の地域医療構想調整会議の委員

(例)

WG

※WGは、各地域で必要に応じて設置(調整会議のWG分は謝金なし)

<協議事項>

- ・医療機関の役割分担に関する協議

<参加者>

医師会、病院団体

2、県保健福祉事務所所管域 (横須賀・三浦、湘南東部、湘南西部、県央、県西)

それぞれの会議の位置づけ

会議の種類	趣旨・目的・設置方法	設置主体	参加者の範囲	開催時期	会議・議事の公開
神奈川県医療審議会 (法71の2)	・知事の諮問に応じ都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査・審議	・県医療課	・医師会、歯科医師会、薬剤師会、県議会議員、医療保険者、市町村、学識経験者等	・年2～3回程度	・原則公開(医療機関の経営等に関する場合には、非公開の場合もある)
神奈川県保健医療計画推進会議 (法30の13)	・県保健医療計画の改定や計画の推進に関する協議	・県医療課	・医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、社会福祉協議会、医療保険者、市町村、学識経験者等	・年4～5回程度	・原則公開(医療機関の経営等に関する場合には、非公開の場合もある)
地域医療構想調整会議 (法30の14①)	・将来の病床数の必要量を達成するための方策その他地域医療構想を推進するために必要な事項について協議 ※構想策定の議論のための前倒し設置も可	・政令市：県医療課 ・その他：県保健福祉事務所	・医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町村等	・年2回程度	・原則公開(患者情報や医療機関の経営に関する情報を扱うなど特段の事情がある場合には非公開)
地域保健医療福祉推進会議	・各保健福祉事務所の所管の二次保健医療圏における保健、医療、福祉に関する計画の着実な推進など保健、医療、福祉に係る重要な事項を協議する(※病床許可に係る事前協議も行う)	・県保健福祉事務所	・医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、社会福祉協議会、食品衛生、生活衛生団体等(地域によって若干構成は異なる)	・年2回程度	・公開と非公開の地域あり

指針の前身は、医療法に基づく地域保健計画(H18年に法改正で策定義務廃止)であり、当時の医療法が設置根拠と思われる。現在では、医療法に記載はないが、医療計画策定指針には、圏域連携会議の記載あり



- 地域医療構想調整会議と、地域保健医療福祉推進会議で協議する内容は関連している
- 双方の会議を構成する委員は、医師会、病院団体、歯科医師会、薬剤師会を中心に重複
(地域別の重複割合：横須賀・三浦：70%、湘南東部：44%、湘南西部：68%、県央：65%、県西：63%)

病床の事前協議について

<目的・趣旨>

- 本県では、保健医療計画の病床整備を進めるために、開設・増床の許可申請前に病院等の開設等に関する事前協議を実施（実施根拠：病院等の開設等に関する指導要綱）

<現在の病床の事前協議の実施フロー>

(不足病床数が発生している場合)市が不足病床に係る事前協議の実施の可否、公募条件の可否の検討



地域保健医療福祉推進会議で意見聴取し、決定



県医療課に報告

県保健医療計画推進会議の意見聴取、医療審議会へ報告



①病院等から保健福祉事務所を経由して知事に事前協議の申出書の提出

②事前協議の審査((1)関係法令に抵触の可否、(2)保健医療計画と整合性、(3)開設等の計画の確実性について審査)



地域保健医療福祉推進会議で意見聴取し、決定



県医療課に報告

県保健医療計画推進会議の意見聴取、医療審議会へ報告



③保健福祉事務所を経由して知事から病院等へ事前協議結果を通知

④病院等から知事へ開設許可申請

地域医療構想策定後に地域医療構想調整会議に求められていること

議事		開催時期	参加する関係者	
通常の開催（法30の14②）	病床機能の分化・連携	①地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議（医療機関の役割分担） ②病床機能報告制度による情報等の共有 ③地域医療介護総合確保基金都道府県計画に盛り込む事業に関する協議	地域の実情に応じて、都道府県が <u>随時開催</u>	議事等に応じ、都道府県が選定
	④その他の地域医療構想の達成の推進（地域包括ケア、人材の確保、診療科ごとの連携など）に関する協議	病床機能報告制度や地域医療介護総合確保基金のスケジュールを念頭に定期的に開催	医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町村など幅広く	
	⑤開設・増床等の許可申請の内容に関する協議（法30の14③） ※本県では、許可申請前に病床の事前協議を行っていることから、同規定に基づく協議の必要性については、不明確	地域の実情に応じて、都道府県が <u>随時開催</u>	議事等に応じ、都道府県が選定	
	⑥過剰な病床機能への転換に関する協議（法30の15②） ※法には位置づけられているが、病床機能報告制度の留意点などを踏まえると、実際の運用については、慎重な対応が必要	医療機関が過剰な病床機能に転換しようとする場合に <u>随時開催</u>	許可申請をした医療機関及び当該申請に係る利害関係者等に限って都道府県が選定	
の病院の開設・増床、病床機能への対応		医療機関が開設・増床等の許可申請をした場合に <u>随時開催</u>	許可申請をした医療機関及び当該申請に係る利害関係者等に限って都道府県が選定	

地域医療構想策定後のそれぞれの会議運営について

■ 今後、地域医療構想調整会議及び地域保健医療福祉推進会議で協議すべき内容

- ① 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議(医療機関の役割分担)
- ② 病床機能報告制度による情報等の共有
- ③ 地域医療介護総合確保基金の都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
- ④ その他の地域医療構想の達成の推進(地域包括ケア、人材の確保、診療科ごとの連携など)に関する協議
- ⑤-1 病床の事前協議
- ⑤-2 開設・増床等の許可申請の内容に関する協議) ※本県では、許可申請前に病床の事前協議を行っていることから、同規定に基づく協議の必要性については、不明確
- ⑥ 過剰な病床機能への転換に関する協議) ※法には位置づけられているが、病床機能報告制度の留意点などを踏まえると、実際の運用については、慎重な対応が必要

■ 地域医療構想調整会議と地域保健医療福祉推進会議の位置づけ

- 地域医療構想調整会議と、地域保健医療福祉推進会議で協議する内容は関連している
- 双方の会議を構成する委員は、医師会、病院団体、歯科医師会、薬剤師会を中心に重複
(地域別の重複割合:横須賀・三浦:70%、湘南東部:44%、湘南西部:68%、県央:65%、県西:63%)



以上を踏まえると…

【対応(案)】

- 現行の地域保健医療福祉推進会議に地域医療構想調整部会を統合し、委員構成を見直す
- 委員構成については、地域医療構想調整部会の委員に福祉関係者を加えることを基本とする。(ただし、最終的な委員構成は、地域の判断に委ねる)
<委員構成の考え方>
 - ・県の設置する会議の構成員は、必要最小限の人員とすることが求められている。
 - ・今後は、会議の所掌事項が地域医療構想に関することが中心となることから、調整部会の委員に福祉関係者を加えることを基本とするが、最終的には地域の事情を踏まえて決定することとする
- また、議題より、必要に応じてワーキンググループ(以下、「WG」)を設置する。

神奈川県内における保健医療の検討体制イメージ(地域医療構想策定後)

【県全体】

神奈川県医療審議会



報告等

神奈川県保健医療計画推進会議

開設・増床等の許可申請に係る事前協議、地域医療構想の推進、保健医療計画の策定、進捗管理等



報告等

【各地域(保健福祉事務所所管域)】

地域保健医療福祉推進会議(地域医療構想調整会議)

<協議事項>

医療機関の役割分担、病床機能報告の共有、基金事業、その他(地域包括ケア等)、
病床の事前協議、(開設・増床等の許可申請の内容に関する協議)、(過剰な病床機能への転換)

※上記以外の地域の保健医療福祉の重要事項についても協議可

<参加者>

地域医療構想調整会議の委員 + 福祉関係者を基本(ただし、地域の判断でこれによらないことも可)

(例)

WG

<協議事項>

①医療機関の役割分担に関する協議

<参加者>

医師会、病院団体

※WGは、各地域で必要に応じて設置(調整会議のWG分は謝金なし)